

第5次三郷市総合計画

資料編

- 1 SDGs (持続可能な開発目標) とは
- 2 計画体系一覧
- 3 第5次三郷市総合計画基本構想審査特別委員会
- 4 三郷市まちづくり委員会
 - (1) 三郷市まちづくり委員会条例
 - (2) 委員名簿 (基本構想)
 - (3) 諮問 (基本構想)
 - (4) 答申 (基本構想)
 - (5) 委員名簿 (後期基本計画)
 - (6) 諮問 (後期基本計画)
 - (7) 答申 (後期基本計画)
- 5 三郷市行政改革推進委員会
 - (1) 三郷市行政改革推進委員会条例
 - (2) 委員名簿
 - (3) 諮問
 - (4) 答申
- 6 策定経過

1 SDGs (持続可能な開発目標) とは

第5次三郷市総合計画には、SDGs (エスディー・ジーズ) = Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の考え方を取り入れ、SDGsと本計画の基本構想の目標年度である令和12 (2030) 年を見据えた中で、SDGsと総合計画の関連づけを行っています。

世界が直面する環境、社会、経済の課題に取り組む一連の普遍的目標を示すため、平成27 (2015) 年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成12 (2000) 年にスタートしたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継となる目標です。

持続可能な開発目標 (SDGs) は、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールについて、総合的に解決しながら、持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。



出典: https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

SDGsは、先進国も含め、全ての国が取り組むべき普遍的 (ユニバーサル) な目標です。本市でも、「SDGs日本モデル宣言」へ賛同をし、積極的に取り組んでいます。



「SDGs日本モデル」宣言

私たち自治体は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、企業・団体、学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「SDGsモデル」を世界に発信します。

- ① SDGsを共通目標に、自治体間の連携を進めるとともに、地域における官民連携によるパートナーシップを主導し、地域に活力と豊かさを創出します。
- ② SDGsの達成に向けて、社会的投資の拡大や革新的技術の導入など、民間ビジネスの力を積極的に活用し、地域が直面する課題解決に取り組みます。
- ③ 誰もが笑顔あふれる社会に向けて、次世代との対話やジェンダー平等の実現などによって、住民が主役となるSDGsの推進を目指します。

出典: <https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/shisaku/1014182/1029625/index.html>

2 計画体系一覧

個別計画		関連施策
計画名称	計画期間(年度)	
三郷市国土強靱化地域計画	R2～R12	1-1-1、1-1-2
三郷市地域防災計画	—	1-1-1、1-1-2
三郷市空家等対策計画	R5～R14	1-1-1、4-1-3
三郷市マンション管理適正化推進計画	R6～R15	1-1-1、4-1-3
三郷市建築物耐震改修促進計画	R8～R12	1-1-1
江戸川水防事務組合水防計画	—	1-1-2
三郷市消防本部消防車両等更新計画	R8～R12	1-1-3
消防資器材整備計画	—	1-1-3
救急救命士就業前研修・再教育計画	R8～R12	1-1-3
消防力の整備指針	R8～R12	1-1-3
消防団充実強化計画	R8～R12	1-1-3
三郷市交通安全計画	R8～R12	1-2-2
第3次みさとこどもにこにこプラン (三郷市こども計画)	R7～R11	2-1-1、2-1-2、 2-1-3、2-2-2、 経1-1、経1-2、経 2-3
すこやかみさと～第3期三郷市健康増進・食育推進・ 自殺対策計画～	R7～R18	2-1-1、7-1-1
三郷市第4期学力向上推進3ヵ年計画	R7～R9	2-2-1
三郷市立小・中学校教育環境整備計画	—	2-2-1
三郷市立学校教育施設個別計画	R2～R9	2-2-1
第2次三郷市環境基本計画	R3～R12	3-1-1、3-1-2、 3-2-1、3-2-2
三郷市除染実施計画	—	3-1-1
三郷市緑の基本計画	R3～R12	3-1-2、4-2-1
第4次三郷市地球温暖化対策実行計画	R3～R12	3-2-1
三郷市一般廃棄物処理基本計画	R2～R11	3-2-2

個別計画		関連施策
計画名称	計画期間(年度)	
下水道ストックマネジメント計画	R5～R9	3-2-3
三郷市公共下水道事業経営戦略	R7～R16	3-2-3
三郷市公共下水道基本計画・三郷市公共下水道事業計画	S50～R31	3-2-3
三郷市上下水道耐震化計画	R7～R11	3-2-3、4-2-4
三郷市都市計画マスタープラン	R3～R22	4-1-1、4-1-2、 4-2-2、4-2-3
三郷市景観計画	—	4-1-1、4-1-3
三郷市南部地域拠点整備基本計画	—	4-1-2
三郷市公営住宅等長寿命化計画	R6～R15	4-1-3、経3-2
三郷市橋梁長寿命化修繕計画	R8～R12	4-2-2
三郷市地域公共交通計画	R8～R17	4-2-3
三郷市水道事業ビジョン・第3次三郷市水道事業基本計画(改定版)	H28～R12	4-2-4
三郷市都市農業振興基本計画	R6～R15	5-1-3
第3次日本一の読書のまち三郷推進計画	R8～R12	6-1-1、6-1-2、 経1-2、経2-1
三郷市スポーツ推進計画	R3～R12	6-2-2
三郷市人権施策推進指針	R3～R12	6-3-1
第6次みさと男女共同参画プラン	R8～R12	6-3-2
三郷市新型インフルエンザ等対策行動計画	—	7-1-1
第3期三郷市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期三郷市特定健康診査等実施計画	R6～R11	7-1-1
第9期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	R6～R8	7-1-2、7-2-1、 7-2-2、7-2-4
第4次三郷市地域福祉計画	R5～R9	7-2-1
三郷市避難行動要支援者支援制度全体計画	—	7-2-1
三郷市障がい者計画・第7期三郷市障がい福祉計画・第3期三郷市障がい児福祉計画	R6～R8	7-2-3
みさとシティプロモーション方針	—	経2-1

個別計画		関連施策
計画名称	計画期間（年度）	
三郷市ソーシャルメディア運用方針	—	経2-1
第3次埼玉県東南部都市連絡調整会議基本指針	—	経2-2
第6次三郷市定員適正化計画	R8～R12	経3-1
三郷市人材育成・確保基本方針	—	経3-1
第2期三郷市まち・ひと・しごと創生推進計画	R8～R12	経3-1
三郷市公共施設等総合管理計画	R8～R17	経3-2
三郷市DX推進ビジョン	R6～R12	経3-3

3 第5次三郷市総合計画基本構想審査特別委員会

令和2年6月三郷市議会定例議会に、議案第19号「基本構想を定めることについて」を上程した。

市議会は6月1日、当該議案について「基本構想審査特別委員会」を設置し審査することを議決した。

- 目的 議案第19号「基本構想を定めることについて」、基本構想審査特別委員会に付託し審査すること。
- 名称 基本構想審査特別委員会
- 定数 11名（下段、名簿参照）
- 期限 審査終了まで

令和2年6月5日、基本構想審査特別委員会において当該議案を審査し、原案を可決すべきものとの審査結果となった。

市議会は令和2年6月9日、特別委員長報告がなされ、採決の結果、議案第19号「基本構想を定めることについて」は原案を可決（議決）した。

氏名	党会派
鈴木 深太郎（委員長）	公明党
佐藤 裕之（副委員長）	政志会
岡庭 明	21世紀クラブ
菊名 裕	21世紀クラブ
柳瀬 勝彦	21世紀クラブ
渡邊 雅人	21世紀クラブ
篠田 進	政志会
中野 照夫	公明党
佐藤 智仁	日本共産党
深川 智加	日本共産党
村上 香代子	市民派クラブ

（順不同・敬称略）

4 三郷市まちづくり委員会

(1) 三郷市まちづくり委員会条例

昭和59年12月12日

条例第22号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、三郷市まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本構想、基本計画及び地方版総合戦略の策定に関し、必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問事項に係る答申の日をもって満了とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(2) 委員名簿 (基本構想)

氏名	所属	条例第3条第2項の区分
山崎 治	三郷市青少年育成市民会議	(1) 公共的団体等の代表者
豊田 幹雄	三郷市体育協会	
渋谷 かつ枝	三郷市母子愛育会	
戸邊 修司 (令和2年7月まで)	さいかつ農業協同組合	
澁谷 浩行 (令和2年8月から)		
深井 えり子	一般社団法人 三郷青年会議所	
森 正見	三郷市商工会	
安晝 和己	三郷市自主防災組織連絡協議会	
宮田 久美子	社会福祉法人 三郷市社会福祉協議会	
鷹 咲子	跡見学園女子大学	
高橋 正則	日本大学	
竹内 嘉洋	市民	(3) 公募による市民
齊藤 洋子	市民	
酒井 英治 (令和元年度)	埼玉県東部地域振興センター	(4) その他市長が必要と認める者
山野 隆子 (令和2年度)		
遠藤 正毅	UR都市機構	
山田 博道 (令和元年度)	国土交通省北首都国道事務所	
佐藤 眞平 (令和2年度)		

(順不同・敬称略)

(3) 諮問（基本構想）

三企発第 3 号
平成31年4月24日

三郷市まちづくり委員会委員長 様

三郷市長 木津 雅 晟

第5次三郷市総合計画及び（改訂）三郷市版総合戦略について（諮問）

今後の三郷市政の進むべき方向とその実現の方策を明らかにするため、三郷市まちづくり委員会条例第2条の規定に基づき、第5次三郷市総合計画及び（改訂）三郷市版総合戦略の策定について諮問いたします。

(4) 答申（基本構想）

令和2年5月28日

三郷市長 木津 雅晟 様

三郷市まちづくり委員会
委員長 豊田 幹雄

第5次三郷市総合計画について（答申）

平成31年4月24日付三企発第3号で諮問のあった第5次三郷市総合計画について、当委員会で慎重に審議した結果を次のとおり答申します。

答 申

第5次三郷市総合計画の基本構想（案）については、本市の将来像を実現するための指針として妥当と認めます。

(5) 委員名簿（後期基本計画）

氏名	所属	条例第3条第2項の区分
篠宮 尚	三郷市青少年育成市民会議	(1) 公共的団体等の代表者
大山 和雄	三郷市スポーツ協会	
恩田 節子	三郷市母子愛育会	
加藤 正	さいかつ農業協同組合	
山口 陽介	一般社団法人 三郷青年会議所	
神谷 譲	三郷市商工会	
安晝 和己	三郷市自主防災組織連絡協議会	
茂木 聡美	社会福祉法人 三郷市社会福祉協議会	
鷹 咲子	跡見学園女子大学	(2) 知識経験を有する者
水落 文夫	日本大学	
黒澤 岳博	市民	(3) 公募による市民
池上 杏奈	市民	
佐々木 亨 (令和7年3月まで)	埼玉県東部地域振興センター	(4) その他市長が必要と認める者
大熊 誉隆 (令和7年4月から)		
荒尾 栄二	独立行政法人都市再生機構	
後閑 浩幸 (令和7年3月まで)	国土交通省北首都国道事務所	
佐藤 潤 (令和7年4月から)		

(順不同・敬称略)

(6) 諮問（後期基本計画）

三企発第 174 号
令和7年2月21日

三郷市まちづくり委員会委員長 様

三郷市長 木津 雅 晟

第5次三郷市総合計画後期基本計画等について（諮問）

今後の三郷市政の進むべき方向とその実現の方策を明らかにするため、三郷市まちづくり委員会条例第2条の規定に基づき、第5次三郷市総合計画後期基本計画及び三郷市版総合戦略の策定について諮問いたします。



諮問（左から、副委員長、篠宮委員長、木津市長）



まちづくり委員会の様子

(7) 答申（後期基本計画）

令和8年2月26日

三郷市長 木津 雅晟 様

三郷市まちづくり委員会
委員長 篠宮 尚

第5次三郷市総合計画後期基本計画について（答申）

令和7年2月21日付三企発第174号で諮問のあった第5次三郷市総合計画後期基本計画等について、当委員会で慎重に審議した結果を次のとおり答申します。

答 申

第5次三郷市総合計画の後期基本計画（案）については、近年の社会情勢の変化や、三郷市の状況をふまえつつ、これまでも委員会の中で議論を重ねてきました。当委員会で慎重に審議を重ねた結果、妥当と認めます。

なお、委員会において、意見、要望があったため計画の運用について別紙のとおり付記します。



答申（左から、篠宮委員長、木津市長）

【別紙】

- 市が実施した人口推計によると、三郷市でも人口減少・少子高齢化が進行すると見込まれている。10年後、20年後の市の状況を踏まえ、今から計画的に必要なまちづくりを進めてほしい。また、そのような中でも、地域間格差が無く教育や保育、福祉を受けられるよう努めてほしい。
- 人口減少・少子高齢化が進み、各分野で人材確保の困難化が加速することが懸念される。今後も引き続き、DXの推進や最新技術の活用を進めるとともに、公共交通、保育、福祉など、機械に代替させることが難しい分野への担い手の確保に努めてほしい。
- 災害時には、市民一人ひとりが自らの判断と行動で身を守ることが必要不可欠であり、地域の声掛けや助け合いが命を守ることに繋がる。災害に対する日頃からの備えの必要性や防災・減災の意識を高めるなど、自助・共助の醸成に力を入れてほしい。
- すべてのこども・若者の健やかな成長や幸せの向上のためには、肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことが不可欠な要素である。こどもや若者が孤独・孤立を抱えないよう、家庭や学校以外にも安心できる第三の居場所づくりを進めてほしい。
- こどもの健やかな成長のためには、保護者が育児困難や育児疲れを抱えないことが重要である。安心してこどもを生き育てることができるよう、孤立化の防止、経済的負担の軽減、子育てと仕事の両立など、多方面から子育て世帯を支援してほしい。
- 少子化が進む中でも、教育の質を維持することはすべてのこどもの生きる力を育むために必要である。小中学校の適正規模・適正配置など、地域の結びつきも含めた教育環境の整備を進めてほしい。
- 上下水道をはじめ、施設やインフラは市民生活や財産を支える基盤である。ひとたび災害や事故が生じれば被害は広範に及ぶことから、市の責務は非常に大きい。安心して使い続けられるよう維持管理を徹底してほしい。
- 読書は、言葉を学び、感性や表現力を磨き、人生をより深く生きる上で欠くことのできないものである。「日本一の読書のまち三郷」の推進をはじめ、読書啓発に努めてほしい。
- 三郷市では、外国人住民の割合は年々増加傾向にある。日本人住民と外国人住民が同じ地域の一員として共に生きていくため、多文化共生の推進に努めてほしい。
- 行政サービスの維持には、財源確保をはじめ、地域の担い手を確保する必要があり、地域の過疎化・高齢化に歯止めをかける必要がある。暮らし続けられるまちであり続けるために、三郷市が“選ばれるまち”、“こどもを産み育てたいまち”となるよう取り組んでほしい。

5 三郷市行政改革推進委員会

(1) 三郷市行政改革推進委員会条例

昭和60年6月11日

条例第9号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、三郷市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

2 委員会は、前項に掲げるもののほか、市の行政改革及び効率的な行政運営に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の代表者

(2) 知識経験を有する者

(3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議の終了時までとする。

2 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(2) 委員名簿

氏名	所属	条例第3条第2項の区分
鈴木 邦男	三郷市商工会	(1) 公共的団体等の代表者
山口 陽介	一般社団法人 三郷青年会議所	
須合 政春	公益社団法人 越谷法人会	
大熊 誉隆	埼玉県東部地域振興センター	
田中 修一	キヤノンファインテックニスカ株式会社	(2) 知識経験を有する者
堀江 嘉郎	埼玉りそな銀行 三郷支店	
三木 孝良	朝日信用金庫 三郷支店	
鳶 咲子	跡見学園女子大学	
岡田 順太	獨協大学	
恩田 忠夫	市民	(3) 公募による市民

(順不同・敬称略)

(3) 諮問

三企発第106号 令和7年8月22日
三郷市行政改革推進委員会委員長 様
三郷市長 木津雅晟
第5次三郷市総合計画後期基本計画等について（諮問）
三郷市行政改革推進委員会条例第2条に基づき、行政改革に関する計画の策定について、諮問いたします。



諮問（左から、鈴木委員長、木津市長）

(4) 答申

令和7年10月27日

三郷市長 木津 雅晟 様

三郷市行政改革推進委員会
委員長 鈴木 邦男

行政改革に関する計画について（答申）

令和7年8月22日付三企発第106号で諮問のあった行政改革に関する計画について、当委員会で慎重に審議した結果を次のとおり答申します。

答 申

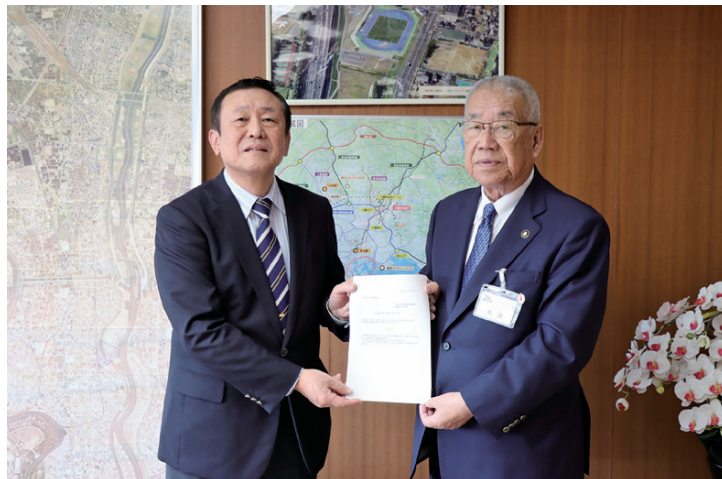
行政改革に関する計画については、近年の社会情勢の変化や、三郷市の状況を踏まえつつ、委員会の中で議論を進めました。

当委員会で慎重に審議を重ねた結果、当計画を妥当と認めます。

なお、委員会において、意見、要望があったため、計画の運用について別紙のとおり付記します。

【別紙】

- 人口減少による税収減や少子高齢化による社会保障関係費の増を踏まえ、歳入の確保及び事業の選択と集中を進め、行財政改革による改善に努めること。
- 複雑化する行政課題に対応できるよう、多様な人材の確保・育成と、職員が能力を発揮できる職場環境づくりを一層進めること。
- 民間団体や他自治体との連携による地域課題の解決や行政サービスの維持・強化に向け、ネットワークの構築を重視すること。
- 公共施設等については、今後の人口減少や利用実態を踏まえた統廃合や複合化を進め、施設の保有総量の最適化を図ること。
- DXの活用による市民参画など、老若男女様々な市民の声を取り入れる仕組みを検討し、市民ニーズの適切な把握に努めること。
- 計画の記載については、市民が理解できるように可能な限り分かりやすい表現を心掛けること。



答申（左から、鈴木委員長、木津市長）

6 策定経過

月	日	経過内容
令和6年度		
9	12	三郷市市民意識調査（9月12日から10月3日まで）
10	4	小学生・中学生アンケート（10月4日から10月25日まで）
12	13	団体アンケート（12月13日から1月10日まで）
2	2	ワークショップ
2	21	第1回まちづくり委員会開催
令和7年度		
5	22	第2回まちづくり委員会開催
7	16	第3回まちづくり委員会開催
8	22	第1回行政改革推進委員会開催
8	28	第4回まちづくり委員会開催
9	26	第2回行政改革推進委員会開催
10	1	第5回まちづくり委員会開催
11	11	第6回まちづくり委員会開催
12	1	第5次三郷市総合計画後期基本計画案に対する意見募集 （12月1日から1月6日まで）
2	19	第7回まちづくり委員会開催

第5次三郷市総合計画 後期基本計画

発行 三郷市 令和8年3月

編集 三郷市企画政策部企画政策課

〒341-8501

埼玉県三郷市花和田 648-1

TEL:048-953-1111(代表)/048-930-7763(企画政策課直通)

FAX:048-954-3027

URL:<http://www.city.misato.lg.jp>



三郷市マスコットキャラクター
かいちゃん&つぶちゃん